

子育て世帯・若年夫婦世帯の移住を応援します ～「ごしょぐらし」を始めよう～

企画課 内線2154

市外在住の子育て世帯・若年夫婦世帯で一定の要件を満たし、五所川原市に移住された場合は、住宅取得やリフォーム、家賃に対する支援が受けられます。

移住して新築住宅を取得する際の支援 (移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業)

対象となる方の要件

- ▷中学生以下の子どもを扶養している世帯または夫婦いずれもが40歳以下の世帯。
- ▷平成29年4月1日以降に当市に転入し、平成30年3月15日までに新たに新築住宅（居住用部分が70㎡以上）を取得し、その所在地に住所を定める方。など
- * 当市から転出後1年以内に再度転入した方を除く。

補助金の額および交付対象期間

新築住宅の取得経費の100分の5に相当する額（上限100万円）。

- * 土地購入、外構工事、仮住居等の使用、家具・電化製品等の購入等にかかる経費を除く。

申請受付期間 3月15日(木)まで

移住して中古住宅をリフォームする際の支援 (移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業)

対象となる方の要件

- ▷中学生以下の子どもを扶養している世帯または夫婦いずれもが40歳以下の世帯。
- ▷平成29年4月1日以降に当市に転入し、五所川原圏域空き家バンクを通じて新たに登録空き家を取得し、その所在地に住所を定める方。
- * 当市から転出後1年以内に再度転入した方を除く。

- ▷上記登録空き家について、市内業者の施工で20万円以上のリフォーム工事を行うこと。など

補助金の額および交付対象期間

登録空き家のリフォーム工事経費の2分の1に相当する額（上限100万円）。

- * 土地購入、外構工事、仮住居等の使用、家具・電化製品等の購入等にかかる経費を除く。

申請受付期間 2月15日(木)まで

移住してアパートや貸家を借りる方 (子育て世帯移住促進事業)

対象となる方の要件

- ▷中学生以下の子どもを扶養している世帯。
- ▷当市に転入し、自己の居住のために民間賃貸住宅に入居した方。
- * 当市から転出後3年以内に再度転入した方を除く。
- ▷交付申請日において当市に転入した日から1年以内であること。など

補助金の額および交付対象期間

実質家賃負担額（家賃－住宅手当等）の2分の1の額（上限2万円）で最大24カ月間交付します。

申請受付期間（後期募集） 3月30日(金)まで

- * 平成30年度予算成立が前提となります。

空き家バンクの登録物件を募集しています。

五所川原圏域空き家バンクは、空き家を売りたい・貸したい人（空き家登録者）の物件を、居住するために空き家を買いたい・借りたい人（利用希望者）に紹介するための仕組みです。

登録物件は、ホームページで全国に情報発信し、空き家の有効活用などを図ります。ぜひご登録をお願いします。

ご不明な点や詳しい要件についてはお問い合わせください。

補助金の申請は、交付申請書など必要書類を企画課までお持ちください。申請書様式等は、企画課または市ホームページから入手できます。

青森県交通災害共済 予約加入受付中

日本全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

会費 年間1人350円

- * 団体加入（20人以上）は、会員1人につき50円が団体奨励金として団体に支給されます。

共済期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

加入資格 当市に住民登録をされている方

申込期間 2月1日(木)より予約加入を受け付けします。

- * 事故の届出をしない場合は交通事故証明書が発行されないため、必ず警察署または最寄りの交番に届出をしてください。同乗者や相手方のいない自損事故、自転車・バイク等の転倒なども必ず届けましょう。

共済見舞金

- ▷1等級 弔慰金（死亡した場合）……………100万円
- ▷2等級 後遺障害になった場合……………50万円
- ▷3等級 30日以上の治療を要する場合…7万円
- ▷4等級 30日未満の治療を要する場合…3万円

- * 交通事故証明書を発行せずに交通事故申立書による請求は、災害の程度に関わらず内容を審査し認められた場合に特例見舞金（1万円）が支給されます。

申込先 環境対策課 内線2343

金木総合支所庶務係 内線3205

市浦総合支所庶務係 内線4015